

議員提出議案第 1 号

長門市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

令和 7 年 2 月 14 日提出

提出者 長門市議会議員 重村法弘

賛成者 長門市議会議員 早川文乃

長門市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

長門市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 17 年長門市条例第 220 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 (交付額及び交付の方法) 第 3 条 政務活動費は、毎月 1 日(以下「基準日」という。)における在職議員に対し、月額 <u>15,000 円</u> を交付する。 2~4 (略)	本則 (交付額及び交付の方法) 第 3 条 政務活動費は、毎月 1 日(以下「基準日」という。)における在職議員に対し、月額 <u>7,500 円</u> を交付する。 2~4 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。